21)日本の国民年金・任意加入制度



国民年金

- *日本居住者で20歳から60歳までの全ての人は加入義務有り
- *保険料は¥16,610/月
- *会社員・公務員で厚生年金・共済年金加入者は自動的に国民年金保険に加入し、 保険料は給料の約18%で、事業主と本人とて折半
- *年金受給の為には最低10年は年金保険に加入・保険料納付しなければならない
- *年金受給は65歳から終身で、年金額は40年満額保険料納入者は約¥65,000/月





21)日本の国民年金・任意加入制度



3F	個人型確定拠出年金(iDECO)·企業型確定拠出年金(DC)· 確定給付年金(DB)·適格退職年金等		
2F	国民年金基金 (任意加入)	厚生年金 (民間企業サラリーマン・OL・船員・公務員・教員)	
1F	国民年金保険 20歳以上60歳未満の日本居住者は強制加入 海外居住の日本人は任意加入		
区分	第一号被保険者 (自営業者とその配偶者、 学生、無業者)(定額保険 料)	第二号被保険者 (会社員・公務員) (給料に応じた保険料を 折半)	第三号被保険者 (会社員・公務員の配偶者) (保険料負担無し)







21) 日本の国民年金・任意加入制度



- *60歳までに最低10年の年金受給資格年数、40年の満額受給年数を満たしていない場合は60歳以降でも任意加入可。但し、過去に遡って保険料を納付することは不可
- * 更に<mark>最低10年の年金受給資格年数を満たしていない場合は、65歳以上70歳まで任</mark> <u>意加入可</u>
- *海外在住の日本国籍者は20歳以上65歳まで任意加入可



WWW.

https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20140627-03.html https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20140627-02.html

21) 日本の国民年金・任意加入制度



合算対象期間(空期間)

*日本国籍者の海外在住期間は例え日本の年金保険料を任意で支払っていなくとも、「合算対象期間(空期間)」として年金加入期間に算入される

*その期間は、年金の受給金額には反映されない





https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/20140421-05.html

21)日本の国民年金・任意加入制度



日本の年金受給申請

- *年金受給申請書は海外から日本出国時の住所の管轄年金事務所に郵送可
- *年金は、国内でも海外居住国の金融機関でも受給可。国内金融機関で受給する場合は日本円で、海外居住国の金融機関で受給する場合は居住国の通貨にその時々の為替レートで交換
- *日本と英国は租税条約を締結しており、年金は日本の所得税を源泉徴収される事無く無税で全額受け取り可。英国で日本の年金所得をHMRCに申告し納税要